

長崎外国語大学 試験規程

(平成 13 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎外国語大学学則第 28 条の規定に基づいて、長崎外国語大学の試験に関して必要な事項を定める。

(試験の時期)

第 2 条 試験は原則として各学期末に行う。

- 2 定期試験の日時は教授会において決定し、概ね 10 日以前に学生に公示する。
- 3 定期試験の実施方法及び評価方法については、各科目担当教員が授業開始以前に学生に提示する。
- 4 定められた定期試験の他、各科目担当教員は授業中適宜試験を行うことができる。
- 5 試験の実施に際して必要な事項は、別に定める。

(受験資格)

第 3 条 定期試験の受験資格について、次の各号のいずれかに該当する場合は受験資格が認められない。

- (1) 当該科目において所定の履修手続きをしていない者。
- (2) 所定の学費が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。
- (3) 受験すべき当該科目における出席回数が各学期の授業回数の 2/3 に達しない者。
- (4) 前号の規定にかかわらず、遅刻、早退及び無届欠席の多い者。
- (5) 身分証明書(学生証)を所持していない者。
- (6) 試験を放棄したとみなされる者。

ただし、教授会において酌量すべき事由があると判断した場合には、特別に受験を認めることがある。

- 2 前項第 3 号及び第 4 号における受験資格の有無は、当該科目担当教員の責任において認定されるものとする。

(試験の成績)

第 4 条 各科目の成績は各学期末の試験結果、平常の学習態度、受講中の試験成績、出席回数等を斟酌して認定される。

- 2 各科目の成績については以下のとおりとする。
 - (1) 100 点を満点とし 60 点以上を合格とする。

- (2) 100点以下90点以上を「秀」または「S」と表記する。
- (3) 89点以下80点以上を「優」または「A」と表記する。
- (4) 79点以下70点以上を「良」または「B」と表記する。
- (5) 69点以下60点以上を「可」または「C」と表記する。
- (6) 59点以下を「不可」または「F」と表記し、不合格とする。
- (7) その他特別の必要があるときは「認」または「T」と表記し、合格とする。

(追試験)

第5条 病気その他やむを得ない事情により定期試験を受けられない場合には、追試験が許可されることがある。その際、当該科目試験終了後7日以内に欠席の事由を付して（証明書等）追試験資格審査願を提出しなければならない。なお、その提出に関しては代理人をもって行うことができる。ただし、追試験が許可されるのは、次の各号のいずれかに該当する者で所定の手続きを完了した者に限ることとする。

- (1) 天災地変のため出席不可能となった者。（公的証明書）
- (2) 交通機関の事故及び延着のため欠席した者。（事故または延着の証明書）
- (3) 病気により欠席したもの。（医師による診断書および保護者、アドバイザーなど第三者による添え書き）
- (4) 卒業年度の学生で、就職試験、編入試験等で欠席した者。（受験証明書）
- (5) その他特別な事情により、学生部長が正当と認めた者。

2 試験日、時間の見間違い等本人の不注意により受験できなかった場合は、追試験の受験資格は原則として認められない。

3 願い出により追試験を認められた学生に対しては、所定の時期に追試験を行う。ただし、原則として再試験と同時に行い、1回限りとする。

4 追試験による成績は90点を上限とする。

5 追試験を認められた場合は、1科目につき所定の追試験料を所定の期日までに納入しなければならない。

(再試験)

第6条 期末試験の結果、成績が不合格となった学生に対して再試験が行われる場合がある。その際、再試験を受験できる者は当該科目成績が不合格で、担当教員から再試験を許可された者に限る。

2 再試験を許可された者は、所定の期日までに再試験受験願を提出し、併せて1科目につき所定の再試験料を納入しなければならない。

3 願い出により再試験を認められた学生に対しては、所定の時期に再試験を行う。ただし、原則として追試験と同時に行い、1回限りとする。

4 再試験に合格した者の成績は一律60点とする。

(不正行為)

第7条 期末試験において不正行為を行った学生は、学則第45条に基づいて以下の

とおりに懲戒する。

- (1) 不正行為が単純であると認められる場合には譴責処分とし、当該期の当該科目または既に受験した科目を無効とする。
- (2) 不正行為が悪質であると認められる場合には停学処分を最も重い処分とし、既に受験した科目または当該学期の全科目を無効とする。
- (3) 不正行為が二度以上に及ぶ場合には、学則第 45 条第 3 項に該当するものとみなし、退学処分とすることもある。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるものの他、試験に関する必要な事項は、学則の規定を準用する。

2 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、教授会が決定する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成 20 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用し、平成 19 年度以前の入学者には、なお、従前の規程による。